

※ 本公募は、平成31年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業） 公募要領

第1 はじめに

都市農業は、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農作業体験や交流の場の提供、心安らぐ緑地空間、災害時の避難場所の提供等の多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図っていく必要があります。

一方で、宅地と密接・近接する特有の立地条件により、農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等への対策など、周辺環境への配慮が必要なほか、近隣住民の都市農業への理解と関心を深めることが必要となっています。

このようなことから、都市農業が都市住民との共生を図りながら発展していくとともに、都市農地が有する防災機能の一層の発揮を支援するため農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）公募要領（以下「公募要領」という。）を御覧ください。

また、交付を希望される方は、この公募要領のほか、農山漁村振興交付金交付要綱（案）（以下「交付要綱案」という。）、農山漁村振興交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（案）（以下「実施要領案」という。）を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：平成31年2月1日（金）から平成31年3月15日（金）まで

第2 事業内容等

公募対象は、農山漁村振興交付金における（都市農業機能発揮対策）のうち「都市農業共生推進等地域支援事業」（以下「本事業」という。）とし、都市農業が都市住民と共生する農業経営の実現に向けた取組や都市農業の多様な機能の一つである防災機能を強化するため、次に掲げる取組について支援します。

本交付金の対象となる取組の実施期間は2年以内です。

また、次の1及び4に係る簡易な施設整備については、その施設の整備開始年度内の竣工が条件となります。

なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率等は実施要領案別表第1に定めるとお

りです。

- 1 都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び都市農業の機能についての理解醸成並びに都市農地の周辺環境対策等に必要となる簡易な施設整備
- 2 都市農業者と都市住民の交流促進のための取組
- 3 防災協力農地が持つ防災機能の維持・強化及び地域住民等への周知
- 4 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動並びに都市農地の防災機能を強化するために必要となる簡易な施設整備

第3 事業実施主体

事業実施主体は以下のとおりです。

- 1 第2の1の取組については、市街化区域内的の農地を有する市区町村、都市農業関係者（都市農業者、市民農園開設者、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、都市住民、食品関連事業者、教育関係者、民間企業、特定非営利活動法人、経営コンサルタント、税理士等）により構成される地域協議会。なお、市区町村は必須の構成員となります。
- 2 第2の2の取組については、以下のとおりです。
 - (1) 市区町村
 - (2) 農業協同組合
 - (3) 特定非営利活動法人
 - (4) 一般企業
 - (5) 地域住民又は農業者・農業法人等の組織する団体（代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について規約類が整備されているものに限る。）
 - (6) 農村振興局長が特に必要と認める団体
- 3 第2の3及び4の取組については以下のとおりです。
 - (1) 市区町村
 - (2) 市区町村が出資する団体
 - (3) 農業協同組合
 - (4) 土地改良区
 - (5) 特定非営利活動法人
 - (6) 一般社団法人又は一般財団法人
 - (7) 公益社団法人又は、公益財団法人
 - (8) 地域住民又は農業者・農業法人等の組織する団体（代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について規約類が整備されているものに限る。）
 - (9) 農村振興局長が特に必要と認める団体

第4 提案書の作成及び提出等

- 1 応募に必要な書類
農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）実施提案書（以下「提案書」という。）及び申請者の組織、活動内容等を示す次に掲げる資料を御提出願います。提案書には、事業の内容や主な経費、実施体制、目標等の具体的な計

画内容について記入していただきます。

※ 提案書の様式を農林水産省ホームページ内 (<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>) からダウンロードし、様式に従って作成してください。

なお、交付金の対象となる経費については別紙1を参考にしてください。

また、事業の目標として設定する指標については、別紙2を参考にしてください。

- (1) 団体の代表者や会計処理、意思決定方法等が分かる資料（設立趣意書、定款、規約等。なお、当該資料が策定されていない場合、案の内容を示す文書等でも可。）
- (2) 提案者の財務状況が分かる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）
- (3) 連携する団体等がある場合には、その団体等の概要が分かる資料
- (4) 事業費の積算資料
- (5) 取組を実施する農地の区域を確認できる資料として、市区町村が発行する都市計画証明
- (6) 第2の1に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料
 - ア 整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図（イメージが分かるもので可）
 - イ 施設の規模決定根拠資料
 - ウ 施設の管理規程又は利用規程（実施要領の第12を参照）
- (7) 第2の4に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料
 - ア 整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図（イメージが分かるもので可）
 - イ 施設の規模決定根拠資料
 - ウ 施設の管理規程又は利用規程（実施要領の第12を参照）
 - エ 取組を実施する農地が人口集中地域内に存在することが確認出来る資料
 - ※ 人口集中地区が確認できる政府統計の総合窓口（e-Stat）GIS機能（地図による小地域分析）ホームページアドレス（独立行政法人統計センター）
<https://jstatmap.e-stat.go.jp/>
 - オ 事業実施予定の農地が概ね300㎡以上の農地であることが確認できる資料

地方公共団体が申請者である場合には、上記（1）及び（2）は必要ありません。

2 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募は、単独又は連名で行うことが可能です。

ただし、連名で応募する場合には、提案書が採択されてから、第7の1の実施計画の提出までの間（1ヶ月程度）に、団体等を組織していただく必要がありますので御留意ください。

なお、団体の代表者として応募を行う個人が、別の応募団体に代表者以外の立場で参加することを妨げるものではありません。

- (2) 都市農業機能発揮対策事業（都市農業共生推進地域支援事業）の交付を受けた方は第2の1及び2の取組に応募することはできません。また、都市農業機能発揮対策事業（防災協力農地等地域支援事業）の交付を受けた方は第2の3及び4の取組に応募することはできません。
- (3) 提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適正化の審査においてその事実を考慮するものとします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第8に記載する書類提出先に御持参又は御郵送願います。

(2) 提出期限

平成31年3月15日（金）17時まで（郵送の場合も同日必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）に虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備等がある場合は審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、1提案者につき1点に限ります。

ウ 提出部数は1部です。

エ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ 提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

第5 説明会の開催

振興交付金に関する公募に係る説明会を以下のとおり開催します。出席者は、1提案者につき1名程度とします。

なお、当該説明会への出席については、応募にあたっての必須要件としません。

区分	日 時	場 所
北海道	平成31年2月15日（金） 13:00～17:15	北海道札幌市中央区北四条西6-1 毎日札幌会館 5階 会議室(マーガレット)
東北農政局	平成31年2月14日（木） 13:00～14:30	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟 7階 会議室
関東農政局	平成31年2月7日（木） 13:30～17:00	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大研修室5A

北陸農政局	【新潟会場】 平成31年2月7日(木) 13:00~14:00	新潟県新潟市中央区船場町2-3435-1 北陸農政局新潟県拠点 附属庁舎2階 第1会議室
	【石川会場】 平成31年2月13日(水) 15:00~16:00	石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 7階 生産部、経・事部打合室
東海農政局	平成31年2月15日(金) 10:30~11:30	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局 1階 第1会議室
近畿農政局	平成31年2月5日(火) 13:00~14:00	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 近畿農政局 第1会議室A・B
中国四国農政局	【岡山会場】 平成31年2月18日(月) 10:00~10:30	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 10階 10-B会議室
	【高松会場】 平成31年2月19日(火) 10:00~10:30	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館 1階 103会議室
九州農政局	平成31年2月8日(金) 10:00~12:00	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟 10階 農政第7会議室
内閣府 沖縄総合事務局	平成31年2月12日(火) 14:00~16:00	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 共用D・E会議室(2階)

第6 提案書の選定等

1 審査方法

提案書の選定については、外部有識者等からなる選定審査委員会を設置し、2の観点から審査した結果に基づき行います。

選定審査委員会においては提案者から提出された提案書等の内容について書類審

査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額される場合があります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の結果、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 必須要件

実施要領の別表第1に定める選定要件を満たしていること。

(2) 審査項目

ア 第2の1及び2の事業について

(ア) 事業の目的、趣旨との整合性

- a 都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良な取組か。
- b 都市農地の保全を図り、地域の実情を反映した取組か。

(イ) 事業目標の妥当性

- a 事業目標は事業目的に合致し事業内容との整合がとれているか。
- b 設定した事業目標は実現可能か。

(ウ) 事業計画の妥当性

- a 交付金交付終了後も自立的・継続的な取組が行われることが見込めるか。
- b 目標を実現するための取組内容となっているか。
- c 事業計画は事業目標を達成する手段として妥当か。
- d 事業費の積算は適正か。また、附随する簡易な施設の整備を実施する場合は、施設の規模は妥当か。
- e 事業実施体制は適正か。

(エ) 事業効果の妥当性

- a 都市住民等が享受している都市農業の機能について、理解の醸成に資することが期待できるか。
- b 都市農地の周辺環境対策等が進んでいない地域への波及効果が期待できるか。
- c 都市農業者と都市住民の交流促進が図られる取組となることが期待できるか。

イ 第2の3及び4の事業について

(ア) 事業の目的、趣旨との整合性

- a 防災協力農地の全国展開に資する優良な取組か。
- b 都市農地の保全を図り、地域における防災機能の強化に資する取組か。

(イ) 事業目標の妥当性

- a 事業目標は事業目的に合致し事業内容との整合がとれているか。
- b 全国への防災協力農地の普及モデルとしてふさわしい目標であるか。
- c 設定した事業目標は実現可能か。

(ウ) 事業計画の妥当性

- a 交付金交付終了後も自立的・継続的な取組が行われることが見込めるか。
- b 目標を実現するための取組内容となっているか。
- c 事業計画は事業目標を達成する手段として妥当か。
- d 事業費の積算は適正か。また、附随する簡易な施設の整備を実施する場合は、施設の規模は妥当か。
- e 事業実施体制は適正か。

(エ) 事業効果の妥当性

- a 都市農地の持つ防災機能に対する、都市住民等の理解醸成に資することが期待出来るか。
- b 防災協力農地の取組が進んでいない周辺地域への波及効果が期待できるか。
- c 防災協力農地の普及に向け、汎用性の高い取組となることが期待できるか。

(オ) 特別の加点

提案書の審査に当たり、以下の取組を行う場合には特別の加点をいたします。

- a 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく地区防災計画と連動した取組
- b 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連した取組

※ 特別の加点の対象となる場合、第4の1の資料に加え、上記の関連が確認できる資料を御提出ください。

3 審査結果の通知等

地方農政局長等は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。

また、当該通知において、第7の1の申請に当たって条件を付することがあります。

選定の通知については、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、交付金の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった申請者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その場合は、事前に該当する提案者に対して御連絡いたします。

第7 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を地方農政局長等に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリング日時等については、申請者へ事前に御連絡いたします。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次に掲げる資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象対象経費とならない場合がありますので御了承願います。

- (1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料
- (2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料
- (3) 外部委託については、精算、複数者からの見積等の根拠資料
- (4) (1) から (3) までに掲げる事項のほか、対象経費を確認する根拠資料

2 交付金の支払手続

地方農政局長等が振興推進計画等を承認したときは、振興交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てられた交付金の額をお知らせします。

振興交付金の申請者は、割当された額を踏まえ、交付要綱案の第5に定める交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出してください。

その後、地方農政局長等から発出する振興交付金の交付決定通知の通知日以降に振興交付金の対象となる事業を開始することができません（通知日以前に発生した経費は、原則として交付金の交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は事業の実施終了後の精算払（後払い（実費精算）とする。）を原則とします。支払いに関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、地方農政局長等に提出してください。
- (2) その後、地方農政局長等において、提出された当該実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。（問合せ時間：10:00～17:00 ※平日のみ）

また、提案書等の提出先は、原則として以下のとおりです。

【応募者の取組地域が北海道の場合】

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 都市農業室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

T E L : 03-3502-8111（内線5448）

F A X : 03-6744-0571

【応募者の取組地域が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省 東北農政局 農村振興部 農村計画課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

T E L : 022-263-1111 (内線4338、4062)
F A X : 022-216-4287

【応募者の取組地域が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省 関東農政局 農村振興部 農村計画課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
T E L : 048-600-0600 (内線3405、3414)
F A X : 048-740-0082

【応募者の取組地域が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省 北陸農政局 農村振興部 農村計画課
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60
T E L : 076-263-2161 (内線3414、3420)
F A X : 076-263-0256

【応募者の取組地域が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省 東海農政局 農村振興部 農村計画課
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
T E L : 052-201-7271 (内線2522)
F A X : 052-220-1681

【応募者の取組地域が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省 近畿農政局 農村振興部 農村計画課
〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
T E L : 075-414-9051 (内線2416、2420)
F A X : 075-451-3965

【応募者の取組地域が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 農村計画課
〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1
T E L : 086-224-4511 (内線2524)
F A X : 086-227-6659

【応募者の取組地域が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省 九州農政局 農村振興部 農村計画課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1
T E L : 096-211-9111 (内線4611、4616)
F A X : 096-211-9812

【応募者の取組地域が沖縄県の場合】

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課

〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

T E L : 098-866-0031 (内線83336)

F A X : 098-860-1194

参考

この公募要領で記載しているもののほかにも、実施に必要な条件や事業実施の手続等について、実施要綱案及び実施要領案に定めておりますので、下表を参考にご確認をお願いします。

主な関連事項	実施要綱／実施要領案
1. 事業内容等 事業実施主体、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額について	実施要領案第3 別表第1
2. 事業実施の手続 事業の実施に係る提出手続について (農山漁村振興推進計画及び事業実施計画)	実施要領案第6
3. 事業管理及び評価 事業の遂行状況報告、完了報告、目的達成状況報告、事業実施結果の評価について	実施要綱 第6 実施要領案 第15、16、17

別紙 1

農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）の対象経費

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料、簡易な施設整備費等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当）（本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費等	資材購入費、調査試験用資材費
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費
14 研修費	実践研修に要する手当

別紙 2

目標及び指標の参考例

事業内容	目 標	指 標	単 位
1 都市住民と共生する農業経営に向けた取組			
都市農業推進協議会の開催	都市農業の機能についての理解促進	協議会の開催 協議への参加者数	回/年 人/回
簡易な施設整備 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出を防止又は提言するための施設整備	都市農地の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大 施設整備に伴う周辺住民の生活安定	農地面積 ㎡ 人
農作業体験のための付帯施設整備	食育の推進・都市農業の理解醸	利用者数	人
2 情報発信活動 マルシェの開催	現場からの情報発信	マルシェの開催 マルシェへの参加者数 アンケート調査	回/年 人/回 部/年
3 地域住民等への周知 住民向けのシンポジウム等の開催	都市住民等の理解促進	シンポジウムの開催 シンポジウムへの参加者数	回/年 人/回
意義周知資料の作成	〃	資料の配付枚数	枚
新たな協定の締結に向けた取組	協力農家の掘り起こし	農家への意向調査、訪問説明数	件/年
地区防災計画との連動	地区防災計画への防災協力農地の位置付け	地区防災計画の策定・改定	件
4 簡易な施設整備 防災兼用井戸の整備	都市農地の保全・都市農業の振興	安定した用水確保に伴う生産量の維持・拡大	農地面積 ㎡
	災害時における雑用水の確保	揚水量	リットル/分
ほ場進入路の拡幅	都市農業の振興	進入路拡幅に伴う生産性の向上	農地面積 ㎡
	災害時の避難効率向上	災害時の避難者数	人